

令和5年 宜野湾市教育委員会第15回(定例会)会議録

教育長 仲村宗男

教育委員 仲村和也

開催日時：令和5年12月27日(水) 午前10:30 閉会 12:00

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：仲村宗男教育長、仲村和也教育長職務代理者、
下地美幸委員、親川利恵委員、大川実委員

出席職員

【教育部】教育部長 崎間 賢

(教育総務課) 教育総務主幹 大道 優、教育企画係長 大島優子

教育企画係主任主事 玉城智代

【指導部】指導部長 佐伯 進、指導部次長 松本勝利

(指導課) 指導課長 新川健次、指導担当主幹 比嘉祐一

県費事務 福里圭吾

(学校給食センター) 学校給食センター所長 伊佐英人

議事日程

議案第40号 宜野湾市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及びその他の勤務
条件等に関する要綱を廃止する訓令について

議案第41号 宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第42号 宜野湾市学校給食食材支援事業補助金交付要綱の制定について

連絡事項

1、教育部

- ・二十歳のつどいについて

○仲村宗男 教育長 皆様、おはようございます。

本日の出席委員は4名で、定足数を達しております。

ただいまより令和5年第15回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。

本委員会で審議します案件は3件となっております。

本日の会議録署名人は、仲村和也委員を指名したいと思います。よろしく願いいたします。

○仲村和也 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

続きまして、10月23日開催の第13回定例教育委員会会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は大川教育委員になっております。会議録につきましては、既に配付してございますが、字句の訂正を除き、承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○大川 実 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ただいま、第13回定例教育委員会の会議録について承認いただきました。後ほど大川教育委員には署名をお願いいたします。

(教育長諸般の報告)

○仲村宗男 教育長 それでは、教育長諸般の報告を行います。

緑色の報告資料1ページをお開きください。

11月29日、定期人事異動教育長ヒアリングが中頭教育事務所でありました。令和6年度に向けた教職員と指導主事に関する人事要項が主な内容でした。

11月30日、フッ化物洗口視察のため大謝名小学校に訪問しました。新型コロナウイルスの感染拡大防止により休止していたフッ化物洗口を大謝名小学校で4年ぶりに開催したのですが、今回の訪問は再開に向けた出発式みたいなものとイメージして下さい。指導部長、指導部次長、学務課係長と一緒に同行しておりました。

11月30日、2つ目に、夜から、運動部活動の地域移行に関する周知説明会をはごろも小学校で開催しております。大川教育委員もいらっしゃってました。ありがとうございます。

12月2日土曜日、「LIVE GINOWAN 2023」が市民会館前の広場で行われました。真志喜中学校、宜野湾中学校、普天間中学校も参加していました。普天間高校も出ていました。

12月5日火曜日、12月市議会定例会の開会が行われました。案件上程と説明が行われております。

2つ目に、「令和5年度宜野湾市平和大使育成事業学習報告会」がございました。宜野湾市からは8名の中学生、各中学校2名、それから大学生が参加し、9名の平和大使の報告会を実施

しております。

12月7日木曜日、12月市議会定例会の上程案件質疑と委員会付託が行われております。

12月8日、「第15回響き合う言葉のコンテスト表彰式」が宜野湾市社会福祉協議会で開催されました。

12月9日土曜日、「第43回宜野湾市文化祭オープニングセレモニー」が市の庁舎の前で行われました。

2つ目に、「第23回全国中学校総合文化祭沖縄大会」がアイム・ユニバースてだこホールで開催されております。全国から来た中学生の演技を見たのですが、そのパフォーマンスに魅了され最後まで鑑賞したい気分になりました。

3つ目、「第46回宜野湾市PTA研究大会」が普天間小学校体育館で行われております。

12月11日、嘉数小学校、金城華奈子教諭が県民体育大会空手道壮年女子形の部で第1位を取ったという報告のために市長の表敬を行っております。金城教諭は、空手を通して、世界でも活躍しており、カナダの空手大会に出たり、頑張っているということを経理へ報告しておりました。その日は形を披露していただきまして、目力がすごく、圧倒されるぐらいの迫力でした。

次に、12月13日水曜日、「保護司会宜野湾支部・宜野湾市更生保護女性会関係団体交流会」が宜野湾市社会福祉協議会で開催されました。大山小学校6年生児童の作品も代読で読まれて、皆さん感動しておりました。この作品は、ぜひ市長表敬にてお披露目してほしいと教育長挨拶の中で要望をしておりますので、実現するのではないかなと期待しております。よろしく願います。

12月14日、12月市議会定例会の中間表決が行われました。

12月14日、一般質問が、12月21日までの間、6回開催されております。教育部、指導部ともかなりの数の一般質問がありました。

12月23日、「第31回宜野湾市招待ジュニアサッカー大会」が宜野湾市立グラウンドで開催されました。大変盛り上がっておりました。少し肌寒い状況だったのですが、県外の皆さんと楽しく交流することができました。

次、12月26日、昨日、「瑞宝双光章授賞式」ということで、お二人の先生の受賞を行っております。お一人目は、元真志喜中学校で勇退されました知念繁先生、お二人目は、前教育委員の桃原修先生の授与を行っております。

そして本日、12月27日は、先ほど開催されました「総合教育会議」が9時30分から開かれ、中学校部活の地域移行に向け、本格的なスタートが切られたと思います。教育委員の皆様、改めてご協力ありがとうございました。

最後に、第15回定例教育委員会会議をこれから開催したところでございます。

以上が教育長の諸般の報告といたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

教育長諸般の報告に対し、ご質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思います。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程1「議案第40号 宜野湾市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及びその他の勤務条件等に関する要綱を廃止する訓令について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

水色の議案書と別冊の桃色の議案資料をご準備ください。

それでは、水色の議案書1ページをお開きください。

議案第40号 宜野湾市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及びその他の勤務条件等に関する要綱を廃止する訓令について。

宜野湾市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及びその他の勤務条件等に関する要綱を廃止したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

令和5年12月27日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

令和5年5月の精神障害を理由とする制限条項の撤廃を求める沖縄県からの依頼に基づき、不適切条項が含まれる宜野湾市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及びその他の勤務条件等に関する要綱を廃止する必要があるためでございます。

廃止する理由を補足いたします。

不適切条項となっている部分ですけれども、別冊桃色の議案資料、開けてもらって2ページ、上から9行目のところになるのですけれども、第6条第1項第3号、(3)ですね、「身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合」という箇所でございます。県からの依頼に基づき、当該箇所削除を検討しましたところ、そもそも要綱自体が現在の運用に合っ

おらず、廃止すべきことが判明したことから、今回の提案となっております。

以上、ご説明申し上げ、水色の議案書 2 ページの廃止の条文も確認していただき、あとはご質問にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 よろしいでしょうか。質疑はないようですので、質疑は終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及びその他の勤務条件等に関する要綱を廃止する訓令についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程 1、議案第 40 号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程 2「議案第 41 号 宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 よろしく願いします。

水色の議案書 3 ページと別冊黄色の新旧対照表 1 ページをお開きになって、ご準備をお願いいたします。

それでは、水色の議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 41 号 宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市立学校管理規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 27 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

教職員の働き方改革への取組みに伴い、宜野湾市立学校の休業日等を見直すこと、児童生徒の欠席の取扱いを定めること及び字句の整理をするため、宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する必要があるためでございます。

○仲村宗男 教育長 休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

○佐伯 進 指導部長 補足といたしまして、令和 5 年 6 月に策定しました宜野湾市学校業務改善アクションプランに基づき、教職員の業務負担の軽減が図られるよう、早急に実効性のある働き方改革を進めるため、学校管理規則の整理が必要となっております。加えて、その他字句等の整理も必要となることから、今回の提案となっております。

続きまして、当該規則の主な改正内容についてご説明いたします。

今回の改正は、大きく分けて 2 つございます。1 つ目は、学校における働き方改革に関連する改正でございます。先にこの働き方改革に関する改正についてまとめて説明いたします。なお、参照するページが前後することがございますので、申し訳ございませんが、ご了承のほうをよろしくお願いします。

この後の説明は、黄色い別冊の冊子、新旧対照表を用いて行います。

それでは、この黄色の新旧対照表の 1 ページをお願いします。

まず、第 2 条第 2 項の改正についてですが、これまで 1 学期を 4 月 1 日から 8 月 31 日まで、2 学期を 9 月 1 日から 12 月 31 日までというふうに区切っておりましたが、現在、中学校では 8 月 25 日から新学期をスタートしている現状がございます。そこで、1 学期の終了を 7 月 31 日、2 学期の始まりを 8 月 1 日と改めることにより、8 月中に夏季休業が終了した場合でも、規則に基づき、その翌日から 2 学期をスタートさせることが可能となります。

次に、第 3 条第 3 号及び第 6 号の改正についてでございますが、委員の皆様ご承知のとおり、学校では年度終わりの 3 月後半から年度初めの 4 月初旬にかけ業務が集中しており、多忙を極めております。また、曜日の並びによっては、新年度の準備期間が足りず、休みを返上して、その準備に追われている状況がございます。

そこで、第 3 号の学年初め休業日の 4 月 6 日までを 4 月 7 日までと改め、曜日の並びに関係なく、毎年 5 日間の準備期間を確保します。また、第 6 号の学年末休業日の 3 月 25 日からを 3 月 20 日からと改めることで、年度末処理及び年度初めの準備に余裕を持たせ、さらには遠方への人事異動対象者の負担軽減を図ることが可能となります。年度末、年度初めの期間、いわゆ

る春休みを延長することにより、授業日数が減りますが、夏休みを短縮するなどして授業時数を確保いたしますので、影響がないものと存じます。

なお、公立学校の学期及び休業については、学校教育法施行令第 29 条により、市町村の設置する学校にあつては、その教育委員会が定めるものとされております。

次に、新旧対照表の 2 ページ、そのまま 2 ページをお開きください。

第 16 条には、職員の職務となっており、各号において、職名における職務内容を規定してございます。まず第 1 号の改正については、現行では校長の職務内容がなかったため、追記をしております。次に、第 16 条第 5 号から第 17 号の削除及び同条第 2 項の削除、さらには第 16 条の 2 から第 16 条の 5 までの条の追加についてご説明いたします。

令和 2 年 7 月に教諭等及び事務職員、令和 5 年 7 月に養護教諭及び栄養教諭について、各教育委員会の学校管理規則等を整理し、それぞれの職種における標準的な職務内容の明確化を図るよう、文部科学省より通知されているところでございます。そこで、現行の第 16 条を改め、職員を管理職、教諭等、養護教諭及び栄養職員、事務職員の 4 つのカテゴリーに分け、管理職を除いたそれぞれの具体的な職務内容については、別に要綱を定めております。これにより各職種の業務が整理され、働き方改革につながっていくものとされております。

次に、新旧対照表 5 ページをお願いいたします。

第 23 条の 2 の条の追加についてですが、こちらは、学校における唯一の総務、財務に通じる専門職である事務職員の専門性を生かして、学校の事務を一定の責任を持って処理する体制を整備するため、学校教育法施行規則第 46 条に規定する事務長等を配置できるよう明記します。学校における事務の総括者である事務長や事務に関する連絡調整及び指導助言を行う事務職員を配置することで、事務体制の強化が図られ、これにより学校運営が円滑化し、教頭を含む職員の業務負担軽減が期待できます。

次に、新旧対照表 7 ページ、そのまま 7 ページをお願いいたします。

第 42 条の改正についてですが、近年、働き方改革により、教員の業務負担軽減のため、事務職員に過度な業務が集中することにならないよう、共同学校事務室の活用等を含めて事務の効率化を進めるとともに、共同学校事務室における事務長の役割を明確化し、事務職員の資質、能力の向上や意欲ある事務職員の育成ができるよう整えております。事務長の役割については、8 ページに別表第 3 として規定しておりますので、ご確認よろしく申し上げます。

以上、長くなりましたけれども、5 つの条項については働き方改革に関する改正となります。

次に、その他字句等の整理が必要な主なものについてご説明いたします。

それでは、新旧対照表、最初のページに戻りまして、1 ページをお願いします。

現行の第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に、児童生徒の欠席の取扱いについて条を加えております。本市では、これまで児童生徒の欠席について記載がなく、特に第 2 項に追加しました

欠席の取扱いをしない旨については、各学校長の判断で手続されておりましたので、管理規則に位置づけて適正に処理できるよう整理しております。こちらにつきましては、7ページの別表第1に規定がありますので、ご確認をお願いいたします。

次に、2ページをお願いします。

第9条の2は、表記されている根拠表の改正に伴い、修正しております。

第15条は、学校組織となっております。現行の第1項では職名の位置づけではない司書教諭や市費雇用の司書が表記されておりましたので、学校教育法に倣い、法で定められた職名のみを明記し、整理しております。また、ここで削除しました市費雇用の司書など学校に必要な職については、第2項に「その他必要な職員を置くことができる」を追加し、対応しております。なお、第2項に表記のあった事務長につきましては、沖縄県の条例上、補職名であり、いわゆる職名として置かれておりませんので、削除してございます。

つぎに、5ページをお願いいたします。

第17条は、別表を別表第2と改めております。

第24条の3は、学校評議員となっておりますが、現在、本市では全ての小中学校で学校運営協議会が設置されており、学校評議員制度ではなく、学校運営協議会についての条文が必要となりますので、文言を改め、同条2項に「協議会に関し必要な事項は教育委員が別に定める」を加えております。同条第3号、第4号は、学校評議員に伴う文言となっておりますので、削除しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第31条の見出し及び同条第1項の改正についてですが、現行では「正規の勤務時間の宿直を命ずることができるもの」となっておりますが、宿直をしている実態がないため、「宿直」の文言を削除しております。

次に、第36条、消防計画についてですが、消防計画につきましては、根拠法として消防法がございましたので、これについて明記しております。

第36条の2については、現行、非常持ち出しについて定めがなかったことから、条を追加してございます。

次に、第38号第7号は、さきに説明いたしました第31条において、「宿直」を削除したことにより、当直日誌を削除し、本来、学校に備えておくべき「学校日誌」へ改めております。

以上、ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思いますので、ご審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございました。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

2 ページに関してご質疑がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

3 ページ以降でご質疑がある方は挙手をお願いいたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

○佐伯 進 指導部長 追加説明よろしいでしょうか。

今回は、特に休みの取り方についてです。今、働き方改革で問題になっているのは、年度の初めの4月と、それから年度の終わりの3月、ここが非常に忙しく、教員にとっては繁忙期で、ここを解消したいというところで、4月6日始業日にすると、曜日の並びで3日間しか取れない等がありましたので、4月7日スタートにすると、必ず5日間は子どもがいない、準備ができる期間ができるということです。それから、3月25日まで3学期をやると、少し残りの期間が短くて、文書の処理等ができない。なので、少し早めに終わって、3月20日にして、後ろの期間を活用してもらおう。その代わりに、教育長のお考えもあるのですけれども、小学校、中学校、夏休み終わり、2学期の初めをそろえて、給食もそろえてスタートして、ここで少し授業日数を増やして、年度末、年度初めの期間を延ばそうということになりまして、管理規則の改正を行っております。

○仲村宗男 教育長 休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程2、議案第41号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程3「議案第42号 宜野湾市学校給食食材支援事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 議案第42号についてご説明申し上げます。

青色の議案書9ページのご準備をお願いいたします。9ページになります。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第42号 宜野湾市学校給食食材支援事業補助金交付要綱の制定について。

宜野湾市学校給食食材支援事業補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年12月27日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

市立小中学校に提供している学校給食食材費の価格高騰が著しい中で、保護者負担を増やすことなく、安定的な学校給食を提供するため、食材価格高騰相当額に対し補助金を交付する要綱を制定する必要があるためでございます。

ページをめぐっていただきまして、10ページをお願いいたします。

制定要綱の内容でございます。

新設制定の要綱においては、11の条文で構成されております。第1条で目的、第2条で補助対象者、第3条で補助金の額、第4条で補助金の交付申請、第5条で補助金の交付決定、第6条で実績報告書の提出、第7条で補助金額の確定、第8条で補助金の交付、第9条で補助金の請求、第10条で字句の読替え等、第11条でその他を定めております。12ページから19ページにおいては、各条文で制定した様式がございます。

内容においては、本市ではこれまで市立小学校の学校給食費半額助成事業、今年度限りの事業として、市立小中学校の学校給食費全額助成事業を行っており、その要綱を参考にするとともに、価格高騰対応で同等の事業を実施している他自治体の例等を参考に整備しております。また、半額助成、全額助成の要綱と、今回の食材支援事業の要綱で異なる部分においては、第2条で規定する補助対象者について、これまで保護者としておりましたけれども、今回の要綱では学校給食センター所長とし、保護者の申請書提出当の負担軽減を図りながら補助金交付を受けることにより、保護者の経済的負担を増やすことなく、学校給食を安定的に提供してまいりたいと考えております。

議案書11ページに戻っていただき、附則の規定でございます。

附則第1項、この告示は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

以上が制定要綱の説明となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市学校給食食材支援事業補助金交付要綱の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程3、議案第42号を終了いたします。

休憩いたします。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、教育部からの連絡事項をお願いいたします。

(連絡事項)

1、教育部

・二十歳のつどいについて

○仲村宗男 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。